

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 34 号
提出時期	令和 5 年 9 月 (定例会) ・ 臨時会)		
案件名	埜町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【提出理由】 個人番号カード(マイナンバーカード)を利用して、コンビニエンスストア等に設置している多機能端末機(マルチコピー機)から住民票の写しや印鑑登録証明書など各種証明書が取得できる「コンビニエンスストア等における証明書の自動交付サービス(以下「コンビニ交付」)」の導入に伴い規定を追加(改正)するものであります。</p> <p>【具体的な内容】 コンビニ交付の導入に伴い、多機能端末機で印鑑登録証明書の交付申請が行えることを条例中に定めるものであります。 窓口では、印鑑登録証明書を取得する際に印鑑登録証が必要となっているが、今回の一部改正では、申請者本人に限り、窓口でも個人番号カードを提示することにより交付申請が行えることを条例中に定めるものであります。</p> <p>【施行期日】 令和 5 年 10 月 1 日から施行となります。</p>		
担当課	町民課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 35 号
提出時期	令和 5 年 9 月 (定例会 ・ 臨時会)		
案件名	埴町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【提出理由】 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、町条例の一部を改正するものがあります。</p> <p>【具体的な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域経済牽引事業促進区域内における企業活動の促進を図るため、一定要件を満たす固定資産（土地、家屋、償却資産）を取得した場合、条例により固定資産税の課税免除を適用しておりますが、新設又は増設された施設等の取得の際に係る固定資産税の課税免除の期間を令和 7 年 3 月 31 日まで延長するものがあります。 ・ 過疎地域における課税免除及び青色申告者等に係る関係法令について、所要の改正を行うものがあります。 <p>【施行期日】 公布の日から施行し、改正後の埴町税特別措置条例第 4 条の 2 の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用するものです。</p>		
担当課	町民課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 36 号
提出時期	令和 5 年 9 月 (定例会 ・ 臨時会)		
案件名	埜町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【提出理由】 個人番号カード(マイナンバーカード)を利用して、コンビニエンスストア等に設置している多機能端末機(マルチコピー機)から住民票の写しや印鑑登録証明書など各種証明書が取得できる「コンビニエンスストア等における証明書の自動交付サービス(以下「コンビニ交付」)」の導入に伴い規定を追加(改正)するものがあります。</p> <p>【具体的な内容】 コンビニ交付サービスを利用した場合の住民票の写し及び印鑑登録証明書等の交付手数料を定め、その手数料につき、多機能端末機による証明書の交付の際に徴収したものとみなすものです。 また、操作上の理由から、多機能端末機は、手数料の減免手続きから除くこととするものです。</p> <p>① 証明書の種類 住民票の写し・印鑑登録証明書・所得証明書・課税証明書の4種類で、いずれも最新のものです。</p> <p>② 利用可能な店舗 多機能端末機が設置されている、全国のコンビニエンスストア等であります。</p> <p>③ 利用可能な時間等 午前6時30分から午後11時00分までを基本とし、 年末年始(12月29日～翌年1月3日)及び保守点検日を除くものです。</p> <p>【施行期日】 令和5年10月1日から施行します。</p>		
担当課	町民課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 37 号
提出時期	令和 5 年 9 月 (定例会 ・ 臨時会)		
案件名	令和 5 年度 埜町一般会計補正予算 (第 3 号)		
要 旨	<p>【提出理由】 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 5 年度埜町一般会計補正予算 (第 3 号) を議会に提出し、議決を求めるものです。</p> <p>【具体的な内容】 本予算は、歳入で地方交付税・国庫支出金・県支出金・寄附金繰入金・繰越金・諸収入・町債を、歳出で議会費・総務費・民生費・衛生費・農林水産業費・商工費・土木費・教育費・予備費を補正するものです。 歳入歳出それぞれ 298,306 千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ 7,260,868 千円とするものです。</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 38 号
提出時期	令和 5 年 9 月 (定例会 ・ 臨時会)		
案件名	令和 5 年度 埴町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)		
要 旨	<p>【提出理由】 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 5 年度埴町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) を議会に提出し、議決を求めるものです。</p> <p>【具体的な内容】 本予算は、歳入で繰入金・繰越金を、歳出で総務費・基金積立金・諸支出金を、補正するものです。 歳入歳出それぞれ 33,015 千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ 956,198 千円とするものです。</p>		
担当課	健康福祉課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 39 号
提出時期	令和 5 年 9 月 (定例会 ・ 臨時会)		
案件名	令和 5 年度 埜町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)		
要 旨	<p>【提出理由】 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 5 年度埜町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) を議会に提出し、議決を求めるものです。</p> <p>【具体的な内容】 本予算は、歳入で繰入金・繰越金を、歳出で総務費・保険給付費、基金積立金・諸支出金を補正するものです。 歳入歳出それぞれ 50,797 千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ 1,267,720 千円とするものです。</p>		
担当課	健康福祉課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 40 号																																
提出時期	令和 5 年 9 月 (定例会 ・ 臨時会)																																		
案件名	令和 5 年度 埴町下水道事業会計補正予算 (第 1 号)																																		
要 旨	<p>【提出理由】</p> <p>地方公営企業法施行令 (昭和 27 年政令第 403 号) 第 18 条第 3 項の規定により、令和 5 年度埴町下水道事業会計補正予算 (第 1 号) を議会に提出し、議決を求めるものです。</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>令和 5 年度埴町下水道事業会計予算の</p> <p>・ 第 3 条の収益的支出の予定額 (単位: 千円)</p>																																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">科 目</th> <th style="width: 20%;">既決予定額</th> <th style="width: 20%;">補正予定額</th> <th style="width: 45%;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">支 出</td> </tr> <tr> <td>第 1 款</td> <td>下水道事業費用</td> <td>441, 845</td> <td>△42, 464</td> <td>399, 381</td> </tr> <tr> <td>第 1 項</td> <td>営業費用</td> <td>417, 749</td> <td>△42, 464</td> <td>375, 285</td> </tr> </tbody> </table>			科 目	既決予定額	補正予定額	計	支 出				第 1 款	下水道事業費用	441, 845	△42, 464	399, 381	第 1 項	営業費用	417, 749	△42, 464	375, 285														
	科 目	既決予定額	補正予定額	計																															
	支 出																																		
	第 1 款	下水道事業費用	441, 845	△42, 464	399, 381																														
	第 1 項	営業費用	417, 749	△42, 464	375, 285																														
	<p>・ 第 4 条の資本的収入及び支出の予定額 (単位: 千円)</p>																																		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">科 目</th> <th style="width: 20%;">既決予定額</th> <th style="width: 20%;">補正予定額</th> <th style="width: 45%;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">収 入</td> </tr> <tr> <td>第 1 款</td> <td>資本的収入</td> <td>75, 446</td> <td>△10, 000</td> <td>65, 446</td> </tr> <tr> <td>第 4 項</td> <td>国庫補助金</td> <td>22, 500</td> <td>△10, 000</td> <td>12, 500</td> </tr> <tr> <td colspan="4">支 出</td> </tr> <tr> <td>第 1 款</td> <td>資本的支出</td> <td>179, 065</td> <td>25, 488</td> <td>204, 553</td> </tr> <tr> <td>第 1 項</td> <td>建設改良費</td> <td>50, 561</td> <td>25, 488</td> <td>76, 049</td> </tr> </tbody> </table>			科 目	既決予定額	補正予定額	計	収 入				第 1 款	資本的収入	75, 446	△10, 000	65, 446	第 4 項	国庫補助金	22, 500	△10, 000	12, 500	支 出				第 1 款	資本的支出	179, 065	25, 488	204, 553	第 1 項	建設改良費	50, 561	25, 488	76, 049
	科 目	既決予定額	補正予定額	計																															
	収 入																																		
第 1 款	資本的収入	75, 446	△10, 000	65, 446																															
第 4 項	国庫補助金	22, 500	△10, 000	12, 500																															
支 出																																			
第 1 款	資本的支出	179, 065	25, 488	204, 553																															
第 1 項	建設改良費	50, 561	25, 488	76, 049																															
<p>・ 第 7 条に定めた経費の金額 (単位: 千円)</p>																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">科 目</th> <th style="width: 20%;">既決予定額</th> <th style="width: 20%;">補正予定額</th> <th style="width: 45%;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 職員給与費</td> <td>22, 760</td> <td>1, 228</td> <td>23, 988</td> </tr> </tbody> </table>			科 目	既決予定額	補正予定額	計	(1) 職員給与費	22, 760	1, 228	23, 988																									
科 目	既決予定額	補正予定額	計																																
(1) 職員給与費	22, 760	1, 228	23, 988																																
<p>・ 第 10 条に定めた処分の予定額 (単位: 千円)</p>																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">科 目</th> <th style="width: 20%;">既決予定額</th> <th style="width: 20%;">補正予定額</th> <th style="width: 45%;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 減債積立金</td> <td>3, 938</td> <td>32, 320</td> <td>36, 258</td> </tr> </tbody> </table>			科 目	既決予定額	補正予定額	計	(1) 減債積立金	3, 938	32, 320	36, 258																									
科 目	既決予定額	補正予定額	計																																
(1) 減債積立金	3, 938	32, 320	36, 258																																
<p>について、それぞれ補正するものであります。</p>																																			
担当課	生活環境課																																		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・ 認定 ・同意・報告	番号	第1号～第6号																																										
提出時期	令和5年9月（ 定例会 ・臨時会）																																												
案件名	認定第1号 令和4年度 埴町一般会計歳入歳出決算 認定第2号 令和4年度 埴町国民健康保険特別会計歳入歳出決算 認定第3号 令和4年度 埴町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算 認定第4号 令和4年度 埴町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算 認定第5号 令和4年度 埴町介護保険特別会計歳入歳出決算 認定第6号 令和4年度 埴町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 の認定について																																												
要 旨	<p>【提出理由】</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度埴町一般会計及び埴町各特別会計の決算を、監査委員の意見を付けて議会に提出し、認定を求めるものです。</p> <p>【具体的な内容】</p> <p style="text-align: right;">令和4年度 会計別 決算総括表 （単位：円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">会計別</th> <th style="width: 15%;">歳入総額</th> <th style="width: 15%;">歳出総額</th> <th style="width: 15%;">差引額</th> <th style="width: 15%;">繰越額</th> <th style="width: 15%;">実質収支額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般会計</td> <td>7,554,840,302</td> <td>7,325,541,408</td> <td>229,298,894</td> <td>31,271,000</td> <td>198,027,894</td> </tr> <tr> <td>国保特会</td> <td>1,002,761,534</td> <td>965,806,191</td> <td>36,955,343</td> <td>0</td> <td>36,955,343</td> </tr> <tr> <td>農排特会</td> <td>153,105,382</td> <td>136,867,206</td> <td>16,238,176</td> <td>45,000</td> <td>16,193,176</td> </tr> <tr> <td>下水特会</td> <td>254,991,350</td> <td>218,908,865</td> <td>36,082,485</td> <td>6,729,000</td> <td>29,353,485</td> </tr> <tr> <td>介護特会</td> <td>1,197,332,333</td> <td>1,119,217,106</td> <td>78,115,227</td> <td>0</td> <td>78,115,227</td> </tr> <tr> <td>後期特会</td> <td>112,120,432</td> <td>112,054,532</td> <td>65,900</td> <td>0</td> <td>65,900</td> </tr> </tbody> </table>			会計別	歳入総額	歳出総額	差引額	繰越額	実質収支額	一般会計	7,554,840,302	7,325,541,408	229,298,894	31,271,000	198,027,894	国保特会	1,002,761,534	965,806,191	36,955,343	0	36,955,343	農排特会	153,105,382	136,867,206	16,238,176	45,000	16,193,176	下水特会	254,991,350	218,908,865	36,082,485	6,729,000	29,353,485	介護特会	1,197,332,333	1,119,217,106	78,115,227	0	78,115,227	後期特会	112,120,432	112,054,532	65,900	0	65,900
会計別	歳入総額	歳出総額	差引額	繰越額	実質収支額																																								
一般会計	7,554,840,302	7,325,541,408	229,298,894	31,271,000	198,027,894																																								
国保特会	1,002,761,534	965,806,191	36,955,343	0	36,955,343																																								
農排特会	153,105,382	136,867,206	16,238,176	45,000	16,193,176																																								
下水特会	254,991,350	218,908,865	36,082,485	6,729,000	29,353,485																																								
介護特会	1,197,332,333	1,119,217,106	78,115,227	0	78,115,227																																								
後期特会	112,120,432	112,054,532	65,900	0	65,900																																								
担当課	総務課、健康福祉課、生活環境課																																												

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・ 認定 ・同意・報告	番号	第7号																																
提出時期	令和5年9月（ 定例会 ・臨時会）																																		
案件名	令和4年度 埜町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について																																		
要 旨	<p>【提出理由】</p> <p>地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和4年度埜町上水道事業会計未処分利益剰余金を処分することについて、議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、令和4年度埜町上水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて議会に提出し、認定を求めるものです。</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>○未処分利益剰余金の処分</p> <p style="text-align: right;">（単位：円 税抜）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 45%;"></th> <th style="width: 15%;">資本金</th> <th style="width: 15%;">資本剰余金</th> <th style="width: 25%;">未処分利益剰余金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当年度末残高</td> <td style="text-align: right;">794,773,287</td> <td style="text-align: right;">3,551,633</td> <td style="text-align: right;">66,534,531</td> </tr> <tr> <td>議会の議決による処分数額</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: right;">△40,000,000</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">資本金への組入</td> <td></td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: right;">△40,000,000</td> </tr> <tr> <td>条例第2条による処分数額</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: right;">△26,534,531</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減債積立金への積立</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: right;">△1,534,531</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建設改良積立金への積立</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: right;">△25,000,000</td> </tr> <tr> <td>処分後残高</td> <td style="text-align: right;">794,773,287</td> <td style="text-align: right;">3,551,633</td> <td style="text-align: right;">(繰越利益剰余金)・ 0</td> </tr> </tbody> </table>				資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金	当年度末残高	794,773,287	3,551,633	66,534,531	議会の議決による処分数額	0	0	△40,000,000	資本金への組入		0	△40,000,000	条例第2条による処分数額	0	0	△26,534,531	減債積立金への積立	0	0	△1,534,531	建設改良積立金への積立	0	0	△25,000,000	処分後残高	794,773,287	3,551,633	(繰越利益剰余金)・ 0
		資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金																															
	当年度末残高	794,773,287	3,551,633	66,534,531																															
	議会の議決による処分数額	0	0	△40,000,000																															
	資本金への組入		0	△40,000,000																															
	条例第2条による処分数額	0	0	△26,534,531																															
	減債積立金への積立	0	0	△1,534,531																															
	建設改良積立金への積立	0	0	△25,000,000																															
	処分後残高	794,773,287	3,551,633	(繰越利益剰余金)・ 0																															

○令和4年度 埜町上水道事業決算

①収益的収入及び支出

・収入

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	備 考
第1款 水道事業収益	264,580,000	267,355,644	
第1項 営業収益	104,272,000	108,350,634	
第2項 営業外収益	160,307,000	159,005,010	
第3項 特別利益	1,000	0	

・支出

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	備 考
第1款 水道事業費用	245,461,000	232,639,436	
第1項 営業費用	232,747,000	220,486,381	
第2項 営業外費用	12,163,000	12,147,940	
第3項 特別損失	51,000	5,115	
第4項 予備費	500,000	0	

・当年度純利益は、26,534,531円となっております。

②資本的収入及び支出

・収入

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	備 考
第1款 資本的収入	0	0	
第1項 企業債	0	0	
第2項 国庫補助金	0	0	
第3項 他会計負担金	0	0	

・支出

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	備 考
第1款 資本的支出	175,300,000	163,277,888	
第1項 建設改良費	92,852,000	80,830,036	
第2項 企業債償還金	82,448,000	82,447,852	

担当課

生活環境課

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・ 報告	番号	第5号
提出時期	令和5年9月（ 定例会 ・臨時会）		
案件名	健全化判断比率について		
要 旨	<p>【提出理由】 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく健全化判断比率を、監査委員の意見を付して、議会に報告するものです。</p>		
	<p>【具体的な内容】 健全化判断比率の各数値は、いずれも早期健全化基準の数値を下回っております。</p>		
	区 分	健全化判断比率	早期健全化基準
	実質赤字比率	—	15.0
	連結実質赤字比率	—	20.0
	実質公債費比率	10.2	25.0
将来負担比率	12.3	350.0	
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・ 報告	番号	第6号												
提出時期	令和5年9月（ 定例会 ・臨時会）														
案件名	資金不足比率について														
要 旨	<p>【提出理由】 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づく資金不足比率を、監査委員の意見を付して、議会に報告するものです。</p> <p>【具体的な内容】 今回、報告をいたします何れの会計におきましても、資金不足は発生しておりません。</p>														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">会 計 の 名 称</th> <th style="width: 20%;">資 金 不 足 率</th> <th style="width: 30%;">経 営 健 全 化 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>埴町農業集落排水処理事業特別会計</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">20.0</td> </tr> <tr> <td>埴町公共下水道事業特別会計</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">20.0</td> </tr> <tr> <td>埴町上水道事業会計</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">20.0</td> </tr> </tbody> </table>			会 計 の 名 称	資 金 不 足 率	経 営 健 全 化 基 準	埴町農業集落排水処理事業特別会計	—	20.0	埴町公共下水道事業特別会計	—	20.0	埴町上水道事業会計	—	20.0
	会 計 の 名 称	資 金 不 足 率	経 営 健 全 化 基 準												
	埴町農業集落排水処理事業特別会計	—	20.0												
埴町公共下水道事業特別会計	—	20.0													
埴町上水道事業会計	—	20.0													
担当課	総務課														